

改 正 後		改 正 前	
別表第2 不正行為に基づく措置基準		別表第2 不正行為に基づく措置基準	
措 置 要 件	期 間	措 置 要 件	期 間
1～7 略		1～7 略	
8 入札参加資格者が <u>違約金等県発注工事の契約に係る債務を滞納しているとき。</u>	納付が <u>確認</u> されるまで	8 入札参加資格者等が、 <u>違約金等県発注工事に係る債務を滞納しているとき。</u>	滞納状況が <u>解消</u> されるまで
9～12 略		9～12 略	
別表第3 暴力団排除に関する措置基準		別表第3 暴力団排除に関する措置基準	
措 置 要 件	期 間	措 置 要 件	期 間
1 入札参加資格者又はその役員等が <u>暴力団員であると認められるとき。</u>	改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月）	1 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、 <u>暴力団又は暴力団関係者であると認められるとき（『奈良県建設工事等暴力団排除措置要綱』の第6に基づき土木部長と刑事部長との間で別途定める「合意書」の第8から第12の手続を行い当該事実が確認されたときをいう。以下同じ。）。</u>	12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2 <u>暴力団又は暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</u>	改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月）		
3 <u>入札参加資格者又はその役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している</u> と認められるとき。	改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月）	2 <u>入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用した</u> と認められるとき。	12月
4 <u>入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</u>	改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月）	3 <u>入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</u>	12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
5 <u>第3号及び第4号に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u>	改善されたと認められるまで（措置を決定した日から当該改善が認められた日までの期間が12月を超えない場合にあつては、12月）	4 <u>入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u>	12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで

改 正 後		改 正 前	
<p>6 <u>入札参加資格者が、県発注工事の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。</u></p>	1 2 月	<p>5 <u>入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者であると知らず、これを不当に利用したと認められるとき。</u></p>	1 2 月
<p>7 <u>入札参加資格者が、県発注工事の契約に係る下請契約等に当たり、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、契約担当者が当該入札参加資格者に対して当該下請契約等の解除を求め、当該入札参加資格者がこれに従わなかったとき。</u></p>	1 2 月		
<p>8 <u>入札参加資格者が、県発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。</u></p>	6 月	<p>6 <u>入札参加資格者が、受注した県発注工事の施工に際し、暴力団又は暴力団関係者から工事妨害又は不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を知事に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。</u></p>	6 月